

<送付先>

(有) エス・アール・サービス

MAIL srs-qa@shakaihokenroumushi.jp

FAX 03-6225-4874

## 社会保険労務士賠償責任保険制度<連絡票>

### <ご案内>

保険期間中にご加入内容に変更が生じた場合やご契約タイプの変更、中途解約等をご希望される場合は、本票に必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXにてご連絡ください。本票受領後にエス・アール・サービスより手続書類をご郵送いたします。裏面の注意事項を合わせてご確認ください。

### 1. 必須記入項目

フリガナ 氏名		記入日	年 月 日
加入者番号 又は登録番号		電話番号	※本件に関する問合先として使用します
連絡内容 (該当箇所には○)	・登録区分の変更(開業⇔法人の社員⇔勤務等、下記「2」と「3」をご記入ください) ・登録区分以外の変更(住所、事務所名、契約タイプ等、下記「2」をご記入ください) ・解約(社労士登録の抹消、任意解約等、下記「3」をご記入ください)		

### 2. 変更の連絡 (変更後の内容を記入してください)

変更日	年 月 1日 (※変更は毎月1日付となります)				
変更のある項目についてご記入又は○をしてください	加入者情報	フリガナ 氏名		登録区分	開業 ・ 法人の社員 勤務 ・ その他
		フリガナ 住所	〒		
		フリガナ 事務所名			
		所属都道府県会		電話番号	( )
	保険契約内容	社労士賠償責任保険 (開業又は法人用)	A ・ B ・ C	社労士賠償責任保険 (勤務等用)	M ・ N
		事務組合特約	・中途加入(個人加入) ・中途加入(組合加入 → 労働保険番号総数: _____ ) ・特約削除		
サイバーリスク保険		・中途加入 ・特約削除	サイバーリスク保険 <情報漏えい限定 補償プラン>	・中途加入(GAタイプ) ・中途加入(GBタイプ) ・特約削除	

### 3. 中途解約の連絡

解約日	年 月 1日 (※解約は毎月1日付となります)			
解約理由 (該当箇所には○)	・任意解約 ・社労士登録の抹消 (抹消日: 年 月 日) ・社労士登録区分の変更 (変更日: 年 月 日) ・社労士法人の社員への就任 (就任日: 年 月 日) ・社労士法人の解散 (解散日: 年 月 日)			

### 4. その他の連絡事項

--

## 注意事項

1. 保険料の変更を伴うご契約タイプの変更や中途解約等にあたっては、ご加入者様にご記入・ご捺印いただいた「変更届出書」のご提出が必要です。
2. 「変更届出書」は本票でのご連絡に基づき、エス・アール・サービスにて作成し、ご加入者様あて郵送いたします。記載内容をご確認の上、必要事項をご記入・ご捺印いただき、期日までにご返送をお願いいたします。
3. なお、ご郵送先はご契約時のご住所または本票に変更先住所のご記入がある場合には変更先住所へお送りします。別途、ご指定がある場合は、本票の「4. その他の連絡事項」で郵送先住所をご記入ください。
4. 「変更届出書」の取扱いは原則毎月25日エス・アール・サービス必着、翌月1日付変更（解約）となります。ご連絡のタイミングによってはご希望の変更・解約日にご対応することができない場合がございますので、予めご了承ください。
5. 保険料の変更を伴わない変更（住所の変更等）については、「変更届出書」のご提出は省略させていただき、架電にてご連絡内容をご確認の上、変更をお受付させていただく場合がございます。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

※本保険契約に関する個人情報について引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込み下さい。

保険契約者である全国社会保険労務士会連合会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）を全国社会保険労務士会連合会に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。